

家庭動物管理士認定規則

(目的)

第1条 この規則は、命あるペットを扱う業に携わる者としてふさわしい人材を養成し、家庭動物管理士として認定することにより、動物取扱業者の社会的地位向上を図ることを目的とし、飼養者に動物を飼う喜びを伝え、もって動物愛護精神の普及に寄与する。

(認定)

第2条 前条の目的を達成するため、一般社団法人全国ペット協会（以下「ZPK」という。）は、家庭動物管理士の認定を行う。

2 認定に関する業務を公正かつ適切に行うため、ZPKに家庭動物管理士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

(認定委員の構成)

第3条 認定委員は、動物愛護及び動物の生態に関する学識経験者並びに動物取扱実務経験のある有識者10名以内で構成する。

2 認定委員会の委員は、ZPK理事会（以下「理事会」という。）の推薦を経て、ZPK会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定めるものとする。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

5 委嘱された委員は、自らその職を辞すると申し出た時のみ、その職を辞することができる。

(認定委員会の運営)

第4条 認定委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する（委任状を含む）。

2 認定委員会が議決する場合は、出席した委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、議事が緊急を要する場合又は軽微な場合には、委員長は書面による認定委員会を開催することができる。

4 前項において議決をする場合は、認定委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長が決するところによる。

5 この他、認定委員会の運営に関わる事項は、細則で定める。

(認定委員会の業務)

第5条 認定委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第13条に定める家庭動物管理士認定試験（以下「認定試験」という。）の実施

(2) 家庭動物管理士登録申請者の審査及び登録

家庭動物管理士認定規則

(3) 家庭動物管理士資格取得者への認定登録証および認定証の交付

(4) 第10条に定める更新審査の実施

(5) その他この規則に基づき処理すべき事項

2 認定委員会は、独自の判断で、前項に掲げる業務を行うことができる。

(認定委員の任期)

第6条 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が事情により任期前に退任した場合は、これを補充する。この場合、中途補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第7条 家庭動物管理士の資格は、認定試験に合格し、かつ、家庭動物管理士名簿に登録された者に与える。

2 家庭動物管理士は第1級家庭動物管理士、第2級家庭動物管理士及び第3級家庭動物管理士とする。

(家庭動物管理士資格の有効期間)

第8条 第1級家庭動物管理士の資格の有効期間は、登録を受けた日から起算して10年を経過した日の属する年の3月31日までの期間とする。なお、次条の規定により更新された資格の有効期間は、10年とする。

2 第2級家庭動物管理士の資格の有効期間は、登録を受けた日から起算して5年を経過した日の属する年の3月31日までの期間とする。なお、次条の規定により更新された資格の有効期間は、5年とする。

3 第3級家庭動物管理士の資格の有効期間は、登録を受けた日から起算して2年を経過した日の属する年の3月31日までの期間とする。なお、次条の規定により更新された資格の有効期間は、2年とする。

(資格の更新)

第9条 家庭動物管理士の資格の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が経過するまでに実施される更新審査に合格しなければならない。

(資格を与えない者)

第10条 認定委員会は、次の各号のいずれかに該当する者には家庭動物管理士の資格を与えないことができる。

(1) 「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられた者

(2) 心身の故障により家庭動物管理士としての責務の遂行に支障があり、又はこれに耐えら

家庭動物管理士認定規則

れないと認定委員会が認める者

(3) 家庭動物管理士が役員を務める法人が、「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられた場合

(4) 家庭動物管理士が動物取扱責任者を務める事業所が、「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられた場合

(資格の取消し)

第11条 認定委員会は、家庭動物管理士が次の各号に該当する場合は、その資格を取り消すことができる。この場合、認定委員会は本人に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて、資格を得た者

(2) 家庭動物管理士としての品位を著しく損なう行為をしたと認定委員会が認める者

(3) 資格の有効期限を過ぎても、更新登録を行わない者

(4) 第10条(1)(2)(3)(4)にあたる場合

(認定試験)

第12条 認定試験は、毎年1回以上実施する。

2 認定試験の手続については細則で定める。

(家庭動物管理士認定試験の受験資格)

第13条 第1級家庭動物管理士認定試験の受験資格者は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。

一 第2級家庭動物管理士資格保持者

二 動物取扱業に関する実務経験を5年以上有する者

2 第2級家庭動物管理士認定試験の受験資格者は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。

一 第3級家庭動物管理士資格保持者

二 動物取扱業に関する実務経験を2年以上有する者

3 第3級家庭動物管理士認定試験の受験資格者は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。

一 飼養動物に関する学校その他の教育機関を卒業した者及び卒業見込みの者

二 ペット動物などに関する資格を有している者

三 ペット動物販売店等で働いている者又は働くことを希望している者

(登録)

第14条 第7条に規定する登録に必要な事項については、細則で定める。

(経費の負担)

家庭動物管理士認定規則

第15条 認定試験及び家庭動物管理士の登録に必要な経費については、認定委員会の承諾のもと理事会が決定することにより、その一部又は全部を認定試験受験者及び認定登録申請者にそれぞれ負担させることができる。

(業務の委託)

第16条 この規則で定める業務の一部については、認定委員会の議を経て、他の機関又は個人に委託して行うことができる。

(規則の改正)

第17条 この規則の改正並びに細則の制定及び改正を行う場合は、認定委員会とZPKが協議し、認定委員会がこれを行うものとする。

附 則

第1条 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(資格の有効期間の特例)

第2条 平成17年に実施される認定試験に合格した者の資格の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の3月31日までの期間とする

第3条 この規則の一部変更は、家庭動物管理士認定委員会において承認された日から施行する。

- ・平成17年9月22日 規則一部変更
- ・平成18年9月19日 規則一部変更
- ・平成27年6月19日 規則一部変更
- ・平成28年11月30日 規則一部変更